

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 又 は 協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の依与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
トニー	食糧援助に関する日本国政府とトニー共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	280,000千円 H27.3.31まで	H27.1.30 ロメで (同日)	日本側 村田 優久夫在トニー臨時代理大使 トニー側 エソハナム・ジエネビエーフ・テル外務・協力省官房長	H27.3.5 64号
トニー	カラ橋及びビクモンゾ橋建設計画(詳細設計)のため贈与に関する日本国政府とトニー共和国政府との間の交換公文	カラ橋及びビクモンゾ橋建設計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入	62,000千円 H29.9.30まで	H27.3.11 ロメで (同日)	日本側 川村裕在トニー大使 トニー側 ロペール・トクセ外務・協力大臣	H27.3.30 90号
トニー	カラ橋及びビクモンゾ橋建設計画のため贈与に関する日本国政府とトニー共和国政府との間の交換公文	カラ橋及びビクモンゾ橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,125,000千円 H32.12.31まで	H27.7.3 ロメで (同日)	日本側 川村裕在トニー大使 トニー側 ロペール・トクセ外務・協力大臣	H27.7.15 244号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。